

入 札 説 明 書

甲府市が発注する、告示第 2 8 1 号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和 7 年 5 月 8 日

2 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第 2 7 9 号 |
| (2) 業務名称 | 令和 7 年度甲府市戦没者・戦災死没者・原爆死没者合同
慰霊祭実施業務 |
| (3) 履行期間 | 令和 7 年 6 月 6 日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

3 入札の参加手続き

一般競争入札参加申請書及び必要な書類を 1 部持参し申請してください。

なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 提出書類 | 各 1 部 |
|----------|-------|

ア 一般競争入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 本業務に類似する受託実績の分かる契約書の写し

※ 指定の書類（ア、イ）は甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報）からダウンロードできます。

- | |
|---------|
| (2) 提出先 |
|---------|

甲府市福祉部福祉総室総務課

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 本庁舎 3 階

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 4 5 7

- | |
|--------------|
| (3) 入札参加申請期間 |
|--------------|

令和 7 年 5 月 9 日（金）～令和 7 年 5 月 2 0 日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）午前 9 時～午後 5 時

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の受付期限の日をもって行うものと
し、その結果は令和7年5月22日（木）付けで郵送により通知します。

(5) その他

ア 申請書及び資料の受付期限の日を過ぎての提出は受け付けません。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

ウ 受付済みの申請書及び資料等は、返却しません。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることが
できます。

(2) 理由の説明を求める場合は、令和7年5月28日（水）午後5時まで（土
曜日、日曜日を除く。）に、市長宛ての書面により福祉部福祉総室総務課へ
直接持参してください。

(3) 理由の説明は、令和7年5月30日（金）までに書面で回答します。

5 仕様書に関する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

ア 様式 別紙様式に準じて作成してください。

イ 提出期限 令和7年5月28日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日を
除く。）

ウ 提出先 甲府市福祉部福祉総室総務課

エ 公表等 質問及び回答は、令和7年6月3日（火）までに甲府市ホーム
ページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報）に公表しま
す。

質問書には、業務名称等を正確に記入してください。

オ その他 電話での受付は行いません。

6 入札方法等

(1) 電送及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合して
ください。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 入札書は本市所定の用紙を使用し、消費税抜きの金額を記載してください。

(4) 代理人が入札するときには入札前に委任状を提出してください。

- (5) 入札執行回数は、2回までとします。
- (6) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認できないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は全て無効とします。
- (7) 入札保証金は免除します。
- (8) 入札参加者は、入札執行に先立ち、市長が入札参加資格があることを確認した旨の「入札参加資格確認通知書」の写しを入札執行担当職員に提出してください。
- (9) 入札参加者は、入札参加資格者ごとに1名とします。
- (10) 入札参加申請受付後に入札を辞退する場合は、書面で届け出るものとします。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

8 その他

申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」により指名停止を行うことがあります。

9 問い合わせ先

甲府市福祉部福祉総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階

電話055-237-5457